

4月からごみ収集の方法が変わります

4月から、可燃ごみの収集が3地区から2地区に変更になるなど、収集の方法が変わります。詳しくは、3月5日全戸配布の「平成19年度ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

また、きちんと分別する、決められた日・時間までに出すなど、ごみ出しのルールを守りましょう。



■ 4月から変わる内容

- ①可燃ごみの収集区域が、3地区から2地区に変わります
水曜日・土曜日の収集を廃止し、月曜日・木曜日、火曜日・金曜日の収集になります。
新しい収集区域は、ごみ収集カレンダーをご覧ください。
 - ②不燃ごみなどの収集は、全地区を1日で収集します
毎週水曜日が分別ごみ（不燃ごみ、資源ごみ、古紙など）の収集日になります。
地区や班ごとの収集を廃止し、収集日当日は、すべての地区のごみを収集します。
ごみの分別方法に変更はありません。
- 詳しくは、役場産業振興課（電話 72-2101）までお問合せください。

ごみの焼却（野焼き）や不法投棄はやめましょう

不法投棄は、家庭ごみでも5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。
ごみを側溝や川に流すのもやめましょう。

また、野焼きはダイオキシンの発生や、煙・臭いなど、周りの家の迷惑になります。

ごみの減量化にご協力を

- 余分なものは買わないようにしましょう
- 過剰な包装のものは避けましょう
- 買い物ときは買い物袋を持参しましょう
- 物を大切に、繰り返し使いましょう
- ごみを正しく分別し、リサイクルを心がけましょう



出し方のルールが守られていないごみは収集しませんのでご注意ください。

4月は「ごみの分け方・出し方強化月間」

収集しないごみ
ごみ袋やシールの名前が書かれていないもの
きちんと分別されていないもの
収集日の午前8時までに出不されてないもの
重すぎるもの（粗大ごみ以外は10kg以内）

県知事・ 県議会議員選挙

投票日は 4月8日(日)

みんなそろって投票しましょう



投票できる人
投票できる人は、昭和62年4月9日以前に生まれた人で、選挙人名簿に登録されている人です。
ただし、転入した人は、平成18年12月21日までに転入届を済ませている必要があります。

投票時間
4月8日(日)の投票時間は、午前7時から午後7時までです。
ただし、第1投票所(町公民館)、第11投票所(開発センター)、第12投票所(かじか荘)は午後8時までです。余裕を持って早めに投票しましょう。

入場券は忘れずに
投票に行くときは、あらかじめ配布した投票所入場券をご持参ください。入場券をなくした人は、投票所の受付に申し出てください。

投票区・投票所一覧

投票区名	投票所施設名	投票時間
第1投票区	町公民館	午前7時～午後8時
第2投票区	黒坂小学校久住分校	午前7時～午後7時
第3投票区	下黒坂ふれあい会館	午前7時～午後7時
第4投票区	小河内集会所	午前7時～午後7時
第5投票区	菅福公会堂	午前7時～午後7時
第6投票区	上上菅集会所	午前7時～午後7時
第7投票区	奥渡公民館	午前7時～午後7時
第8投票区	上本郷公会堂	午前7時～午後7時
第9投票区	老人憩の家	午前7時～午後7時
第10投票区	津地自治会館	午前7時～午後7時
第11投票区	山村開発センター	午前7時～午後8時
第12投票区	かじか荘	午前7時～午後8時
第13投票区	金持公民館	午前7時～午後7時
第14投票区	板井原公民館	午前7時～午後7時
第15投票区	町青年の家	午前7時～午後7時

期日前投票・不在者投票(3月23日～4月7日)

投票日に仕事や旅行の予定がある人、レジャーや買い物などで投票区を離れる予定の人は期日前投票をしておきましょう。

期日前投票期間
3月23日(金)～
4月7日(土)
県議会議員選挙の投票期間は、3月31日(土)～4月7日(土)まで

投票時間
午前8時30分～午後8時
投票場所 日野町役場

また、入院中の人、施設などに入所している人は、病院などで不在者投票ができます。くわしくは病院などにお問合せください。

郵便投票証明書の交付を受けている人は、郵便による不在者投票ができます。投票用紙などは、4月4日(水)までに、町選挙管理委員会(役場総務企画課内)に請求してください。

4月22日(日)には町議会議員選挙が行われます。詳細は「広報ひのおしらせ版 4月5日号」に掲載します。(立候補予定者説明会は4月3日です)

問合せ 町選挙管理委員会(役場総務企画課内) 電話 72 0331